別表第１（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

第１表

総原価の分類及び算定方法（営業費等）

（１）　営業費

項　　目	算　定　方　法
原材料費 　原料費 　加熱燃料費 　補助材料費	原価算定期間中の供給計画等に基づいた数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものから、使用ガス費を除いたもの。
労務費 　役員給与 　給料 　雑給 　賞与手当 　法定福利費 　厚生福利費 　退職手当	原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
修繕費	以下により算定するものとする。 Ａ．基準修繕費（ガスメーター修繕費を除く。） 製造費、採取費、供給販売費及び一般管理費の別に以下の算式により算定するものとする。 原価算定期首帳簿原価× $\frac{\text{原価算定直前２年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定直前２年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額}}$ $\times\frac{12}{\text{事業年度月数}}$ 経常修繕費にガスホルダー修繕引当金に係る費用を算入していない場合であって、原価算定期間において当該費用の引当を行うときは、適正な額を加算することができるものとする。 なお、帳簿原価は、土地及びガスメーターに係るものを除いたものであって、工事負担金圧縮後のものとする。 Ｂ．ガスメーター修繕費 原価算定期間中のガスメーター取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。
租税課金（法人税及び地方法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。）	Ａ．固定資産税、事業税等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。 Ｂ．報償金、道路占用料等の公課は、原価算定時において、契約され又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。
減価償却費	原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによるものとする。ただし、新規に一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又は特定導管（施行規則第一条第二項第八号ニに該当するものを除く。この表及び第２表において同じ。）を敷設する場合であって、当該導管の耐用年数を30年とした定率法及び定額法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、この方法により算定した額とすることができる。
需給調整費	Ａ．調整力コスト 原価算定期間中における調整力の確保に要する費用（事業報酬相当額及び法人税等相当額を含む。）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した必要調整力（※１）により算定した適正な見積額とする。 Ｂ．振替供給コスト 原価算定期間中における調整力単価（※２）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した振替供給能力（※３）により算定した適正な見積額とする。
バイオガス調達費	ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額とする。
需要調査・開拓費	Ａ．需要調査費 原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。 Ｂ．需要開拓費 当該事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該事業者が過去５年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及び特定導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の５年分の１／２として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。
事業者間精算費	当該事業者の直前に連結託送供給（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この（１）において「導管事業者」という。）が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下この（１）において同じ。）を行うことが見込まれる他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下この別表において同じ。）及び当該他の導管事業者の想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下この別表において同じ。）等を基に計算した金額の合計額とする。
その他の諸経費（上記以外の営業費をいう。）	原価算定期間中における供給計画等に対応した適正な見積額とする。
関連費の振替	建設工事、受注工事、器具販売及び附帯事業に関する労務費その他の費用は、当該建設工事等に配分すべき費用の部分を適正に算定し、営業費から控除するものとする。

（注）　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ。）。

（※１）原価算定期間における１時間当たりの必要調整力（m^3/h）として算定した適正な見積量

（※２）調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値

（※３）原価算定期間における１時間当たりの振替供給能力（m^3/h）として算定した適正な見積能力